

会員規程

平成27年1月14日
一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会理事会決定
最終改正 平成27年4月15日

(目的)

第1条 この規程は、定款第45条第2項の規定に基づき、この法人（以下「当法人」という。）の会員資格の得喪、会員種別、会費及び会員の権利義務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 当法人の会員種別は、全国会員、推進会員、賛助会員及び特別会員とする。

(全国会員)

第3条 次の各号の一に該当し、おおむね都道府県またはそれに準ずる地域内で活動を行う法人その他の団体（以下「団体」という。）は、理事会の承認を得て全国会員として入会することができる。

- (1) サイバーセキュリティ基本法第1条（目的）の実現のため、同法第3条（基本理念）に則り活動を行う団体
- (2) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第30条第4号に規定する、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体（同号の規定にかかわらず、国立大学法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人またはそれらの機関であって、同様の活動を行うものを含む。）

(推進会員及び賛助会員)

第4条 前条に規定する団体以外の団体で、本協会の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を得て推進会員または賛助会員として入会することができる。

(特別会員)

第5条 本協会の目的、事業に賛同し、かつ当法人と連携を図ろうとする個人または団体は、理事会の承認を得て特別会員として入会することができる。

(入会)

第6条 入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。

- 2 理事会は、別紙の手順により入会の承認・不承認を判断し、事務局はそれに基づきその結果を入会しようとした者に通知する。この場合においては、第3条から第5条までの規定にかかわらず、別紙に定めるところにより、理事会の権限を代表理事又は常務理事に委任することができる。
- 3 会員は、前項の通知を発した日に入会したものとする。

(入会金及び年会費)

第7条 全国会員及び特別会員の入会金及び年会費は、無料とする。

- 2 推進会員の入会金は無料、年会費は20万円とする。
- 3 賛助会員の入会金は150万円、年会費は150万円とする。
- 4 前二項の年会費は、定款第5条の規定にかかわらず、毎年4月から翌年3月までの会費とする。
- 5 当法人に入会した者の初年度年会費（第6条第2項の通知を発した日から最初に到来する3月までの年会費をいう。）は、第2項または第3項に定める金額に第5条第2項の通知を発した日の翌月から翌3月までの月数を乗じて12で除し、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、毎年2月又は3月に入会した者の初年度年会費は無料とする。
- 6 事務局は、入会金及び年会費の請求書を推進会員及び賛助会員に送付する。入会金及び年会費の納入期限は請求書を会員に発した日から2か月後の月末（銀行法第15条第1項に規定する休日である場合においては、その翌営業日）とする。
- 7 会員が退会した場合においても、既納の入会金及び年会費は返還しない。

(全国会員の権利)

第8条 全国会員は、次のことを行うことができる。

- (1) 当法人が開催する全国会議その他理事会が定める会議に参加すること。
- (2) 当法人が開催する各種セミナー、イベント講演会に参加すること。
- (3) 理事会に対し、当法人としてサイバーセキュリティまたは青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に携わる関係機関に対し連絡、協力、連携、支援及び提言を行うことその他当法人

の目的に沿った活動を行うことを提案すること。

- (4) 前三号の参加に際し、理事会が認めた範囲で参加のための交通費、宿泊費等の実費負担を受け、または参加費の減免を受けること。
- (5) 理事会の定めるところにより、当法人からサイバーセキュリティ及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する情報の提供を受けること。
- (6) 当法人の会員であることを示す目的で、当法人の名称又はロゴマークを理事会の承認を受けて使用すること。

(全国会員の義務)

第9条 全国会員は、自団体の事業年度ごとに、第3条第1号及び第2号に規定する活動内容を文書または電磁的記録により理事会に報告しなければならない。

(推進会員及び賛助会員の権利)

第10条 推進会員及び賛助会員は、次のことを行うことができる。

- (1) 当法人が開催する全国会議その他理事会が定める会議に参加すること。
- (2) 当法人が開催する各種セミナー、イベント講演会に参加すること。
- (3) 理事会に対し、当法人としてサイバーセキュリティまたは青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に携わる関係機関に対し連絡、協力、連携、支援及び提言を行うことその他当法人の目的に沿った活動を行うことを提案すること。
- (4) 理事会が認めた範囲で、自団体の事業に関する情報を全国会員に提供すること。
- (5) 当法人の会員であることを示す目的で、当法人の名称又はロゴマークを理事会の承認を受けて使用すること。

(推進会員及び賛助会員の義務)

第11条 推進会員及び賛助会員は、第7条の定めるところにより会費を納入しなければならない。

(特別会員の権利及び義務)

第12条 特別会員の権利及び義務は、入会の都度会員ごとに定める。

(退会)

第13条 会員は、事務局に退会届を提出することにより、退会することができる。

- きる。
- 2 会員たる団体が解散し、または個人が死亡したときは、当然に退会したものとみなす。
 - 3 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決議により退会させることができる。
 - (1) 第9条、第11条または第12条に定める義務を怠ったとき
 - (2) 全国会員が自団体の事業年度（その期間が1年未満となる場合は、連続する2事業年度を通算することができる。）内を通じ第3条第1号または第2号に定める活動を行わなかったとき
 - (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (4) 会員団体の運営に反社会的勢力が関与したとき
 - (5) その他当法人の信用を失墜させる行為をしたとき
 - 4 前項の理事会において、当該会員は出席し、または文書若しくは電磁的記録により弁明することができる。ただし、あらかじめ当法人に届け出た連絡先に対し当該理事会の開催を通知した後、14日以内に弁明の意思表示をしなかった場合はこの限りでない。

附則

- 1 この規程は、平成27年1月14日より施行する。
- 2 この規程の施行の際、既に推進会員として年会費を納入した者は、推進会員として入会したものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、当法人の設立者は賛助会員として入会したものとみなし、その拠出金は入会金に充当する。
- 4 前二項に定める者の初年度年会費は、第6条第5項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるところによる。